

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

ページ

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例(五四・総務課)	11
一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例(五五・人事課)	11
職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(五六・人事課)	15
秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例(五七・人事課)	16
秋田県県税条例の一部を改正する条例(五八・税務課)	17
市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例(五九・市町村課)	21
秋田県立大学条例の一部を改正する条例(六〇・科学技術課)	23
秋田県水産振興センター条例の一部を改正する条例(六一・試験研究推進課)	24
秋田県社会福祉会館条例(六二・福祉政策課)	24
秋田県北部老人福祉総合エリア条例(六三・長寿社会課)	29
秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例(六四・長寿社会課)	34
秋田県南部老人福祉総合エリア条例(六五・長寿社会課)	39
秋田県点字図書館条例(六六・障害福祉課)	48
秋田県障害者自立訓練センター条例(六七・障害福祉課)	48
秋田県知的障害福祉施設条例(六八・障害福祉課)	50
秋田県太平洋療育園条例(六九・障害福祉課)	54
秋田県小児療育センター条例(七〇・障害福祉課)	56
秋田県身体障害者更生訓練センター条例(七一・障害福祉課)	59
秋田県児童会館条例(七二・子育て支援課)	61
秋田県陽光園条例(七三・子育て支援課)	67
秋田県健康増進交流センター条例及び秋田県総合保健センター条例の一部を改	

正する条例(七四・健康対策課)	68
市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(七五・健康対策課)	73
公の施設の管理を指定管理者に行わせるための生活環境文化部関係条例の整備等に関する条例(七六・県民文化政策課)	73
公の施設の管理を指定管理者に行わせるための農林水産部関係条例の整備等に関する条例(七七・農畜産振興課)	80
公の施設の管理を指定管理者に行わせるための産業経済労働部関係条例の整備等に関する条例(七八・観光課)	82
公の施設の管理を指定管理者に行わせるための建設交通部関係条例の整備等に関する条例(七九・都市計画課)	92
市町村への権限移譲の推進に関する条例等の一部を改正する条例(八〇・都市計画課)	100
市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(八一・建築住宅課)	101
公の施設の管理を指定管理者に行わせるための教育委員会関係条例の整備等に関する条例(八二・生涯学習課)	104
秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(八三・警務課)	117

この号で公布された
条例のあらまし

- 1 秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五四号)
- 1 秋田県仙北福祉事務所を秋田県南福祉事務所に統合することとした。(第二条関係)
- 2 その他
- (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、一部を除き、平成一七年一〇月一日から施行することとした。
- (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五五号)

- 1 任命権者は、職員を次の業務等に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができることとした。(第三条関係)
- (一) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (二) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- 2 任命権者は、次のいずれかの場合に短時間勤務職員を当該業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。(第四条関係)
- (一) 1 (一)又は(二)の業務に従事する場合
- (二) 住民サービスの提供時間の延長又は繁忙時における住民サービス提供体制の充実等のため必要な場合
- (三) 修学部分休業等の承認を受けた職員の業務を処理するため必要な場合

- 3 1 又は2により採用される任期付職員の任期の特例及び号級の決定の特例その他給与に関する特例を定めることとした。(第五条及び第九条(第一条関係))
- 4 その他
- (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- (二) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (三) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二二号)ほか三条例について所要の規定の整備を行うこととした。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第五六号)

- 1 職員等の旅費に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第六三三号)の一部改正(第一条による改正)
- (一) 外国への出張について支給する支度料を廃止することとした。(第六条、第二六条及び別表第四関係)
- (二) 外国への出張に伴う雑費として知事が別に定めるものについては、その実費額を旅行雑費として支給することができることとした。(第三八条関係)
- 2 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第一〇号)及び知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三三三号)の規定による旅費について1と同様の措置を講ずることとした。(第二条及び第三条による改正)
- 3 その他
- (一) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五七号)

- 1 退職給権者が死亡した場合における未支給金について、当該未支給金を受ける権利を有する同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求及びその一人に対してした支給は、全員のためその全額につきしたものとみなすこととした。(第二四条関係)
- 2 退職年金又は遺族年金で、退職一時金又は遺族一時金を受けたことにより一定額を控除した額をもってその年額としているものについて、平成一七年四月分以降は、当該控除をしない額をもってその年額とすることとした。(附則第七項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五八号)

- 1 県民税
- (一) 証券取引所に上場されている株式で上場等の日において所有期間が三年を超える株式を同日以後一年以内に証券業者への売委託等により譲渡をした場合の当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止することとした。(附則第二二条の二関係)
- (二) 特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とする一定の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することとした。

- ととした。(附則第二二条の二の二関係)
- (三) 平成一八年度以後の年度分の定率による税額控除の額を、所得割の一〇〇分の七・五(現行一〇〇分の一五)に相当する金額(市町村民税と併せて最高二万円(現行四万円))とすることとした。(附則第二五条関係)
- (四) 年齢六五歳以上で所得金額が一定の額以下の者に係る非課税措置が廃止されることに伴い、次のとおり激変緩和措置を講ずることとした。(附則第二二条の六及び附則第二二条の七関係)
- (1) 前年の合計所得金額が二二五万円以下で、平成一七年一月一日現在において年齢六五歳以上であった者に係る均等割の税率は、平成一八年度分にあつては三〇〇円、平成一九年度分にあつては六〇〇円とする。
- (2) 前年の合計所得金額が二二五万円以下で、平成一七年一月一日現在において年齢六五歳以上であつた者の所得割については、所得割の額から平成一八年度分にあつては当該額の三分の二に相当する額を、平成一九年度分にあつては当該額の三分の一に相当する額を控除する。
- 2 ゴルフ場利用税
ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が保存すべき書類について、当該書類に記載されている事項をスキヤナにより記録した電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えることができることとした。(第九五条関係)
- 3 自動車税
賦課期日後に自動車の主たる定置場が他の都道府県から県内に変更された場合は当該年度の末日に当該変更があつたものとみなして自動車税を課さないこととされることに伴い、自動車税の徴収方法に關して所要の規定の整理を行うこととした。(第二二七条関係)
- 4 自動車取得税
平成一七年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成一七年一〇月一日から平成一八年三月三十一日までの間に取得される一定のバス、トラック等にあつては、現行税率から一〇〇分の一を控除した率とすることとした。(附則第二二条関係)
- 5 その他
(二)(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
(二) この条例は、平成一八年一月一日から施行することとした。ただし、2は公布の日から、4は平成一七年一〇月一日から、3は平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県立大学		秋田県立大学の学部及び大学院		改正前		改正後	
区分	学 生	研 究 生	学 生	研 究 生	学 生	研 究 生	学 生
短期大学部	一単位 五、二〇〇円	一単位 一〇、五〇〇円	一単位 二一、〇〇〇円	一単位 二一、〇〇〇円	一単位 三七九、二〇〇円	一単位 二一、〇〇〇円	一単位 二一、〇〇〇円
区 分	年額 五二〇、八〇〇円	月額 二八、九〇〇円	年額 五二〇、八〇〇円	月額 二九、七〇〇円	年額 七、二〇〇円	年額 一四、四〇〇円	年額 一四、八〇〇円
	年額 五三五、八〇〇円	月額 二九、七〇〇円	年額 七、二〇〇円	月額 二九、七〇〇円	年額 三七九、二〇〇円	年額 七、二〇〇円	年額 一四、八〇〇円

(三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に關する条例(秋田県条例第五九号)
仙北市及び横手市の設置に伴い、秋田県地域振興局設置条例(平成一四年秋田県条例第六八号)ほか九条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 秋田県立大学条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六〇号)
秋田県立大学及び秋田県立大学短期大学部の授業料の額を次のとおり改定することとした。

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県水産振興センター条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六一号)
男鹿市における地籍調査の実施に伴い、秋田県水産振興センターの位置について所
要の規定の整理を行うこととした。

秋田県社会福祉会館条例(秋田県条例第六二号)

1 秋田県社会福祉会館(以下「会館」という。)の設置の目的及び位置について定
めることとした。(第一条関係)

2 会館が行う業務について定めることとした。(第二条関係)

3 会館の会議室等を使用する者は、知事の許可を受けなければならないこととする
とともに、当該許可の取消し等ができる場合について定めることとした。(第三条
及び第四条関係)

4 会館の使用料の徴収、減免及び不還付について定めることとした。(第五条)第
七条及び別表関係)

5 会館の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定する者(以下「指定管理
者」という。)に行わせることができることとするともに、指定管理者に行わせ
る業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第八条)第一〇条関係)

6 会館の指定管理者は、会館を使用する者から利用料金を自己の収入として收受す
ることとするともに、利用料金の承認に関する手続等について定めることとし
た。(第一条)第一四条関係)

7 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 次の条例は、廃止することとした。

(1) 秋田県社会福祉施設条例(昭和四五年秋田県条例第一〇号)

(2) 秋田県社会福祉会館使用料徴収条例(昭和六一年秋田県条例第三二号)

(3) 秋田県福祉保健研修センター条例(平成五年秋田県条例第三号)

秋田県北部老人福祉総合エリア条例(秋田県条例第六三号)

1 秋田県北部老人福祉総合エリア(以下「北部エリア」という。)の設置の目的及
び位置について定めることとした。(第一条関係)

2 北部エリアの会議室等を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければなら
ないこととするともに、当該許可の取消し等ができる場合について定めることと
した。(第二条及び第三条関係)

3 北部エリアの使用料の徴収、減免及び不還付について定めることとした。(第四
条)第六条及び別表関係)

4 北部エリアの管理は、指定管理者に行わせることができることとするともに、
指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第七条)
第九条関係)

5 北部エリアの指定管理者は、北部エリアを使用する者から利用料金を自己の収入
として收受することとするともに、利用料金の承認に関する手続等について定め
ることとした。(第一〇条)第一三条関係)

6 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例(秋田県条例第六四号)

1 秋田県中央地区老人福祉総合エリア(以下「中央エリア」という。)の設置の目
的及び位置について定めることとした。(第一条関係)

2 中央エリアの会議室等を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければなら
ないこととするともに、当該許可の取消し等ができる場合について定めることと
した。(第二条及び第三条関係)

3 中央エリアの使用料の徴収、減免及び不還付について定めることとした。(第四
条)第六条及び別表関係)

4 中央エリアの管理は、指定管理者に行わせることができることとするともに、
指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第七条)
第九条関係)

5 中央エリアの指定管理者は、中央エリアを使用する者から利用料金を自己の収入
として收受することとするともに、利用料金の承認に関する手続等について定め
ることとした。(第一〇条)第一三条関係)

6 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 秋田県中央地区老人福祉総合エリア等使用料徴収条例(平成九年秋田県条例第

一一号)は、廃止することとした。

秋田県南部老人福祉総合エリア条例(秋田県条例第六五号)

1 秋田県南部老人福祉総合エリア(以下「南部エリア」という。)の設置の目的及び位置について定めることとした。(第一条関係)

2 南部エリアの会議室等を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととする。当該許可の取消し等ができる場合について定めることとした。(第二条及び第三条関係)

3 南部エリアの使用料の徴収、減免及び不還付並びに老人専用マンシヨンの入居一時金の還付について定めることとした。(第四条)第七條及び別表第一(別表第三関係)

4 南部エリアの管理は、指定管理者に行わせることができることとする。指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第八条)第一〇条関係)

5 南部エリアの指定管理者は、南部エリアを使用する者から利用料金(老人専用マンシヨンの入居一時金に相当するものを除く。)を自己の収入として收受することとする。利用料金の承認に関する手続等について定めることとした。(第一一条)第一四条関係)

6 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 秋田県南部老人福祉総合エリア使用料徴収条例(昭和六三年秋田県条例第一〇号)は、廃止することとした。

(四) (三)に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県点字図書館条例(秋田県条例第六六号)

1 秋田県点字図書館の設置の目的及び位置について定めることとした。(第一条関係)

2 秋田県点字図書館の管理は、指定管理者に行わせることができることとする。指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第一一条)第四條關係)

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県障害者自立訓練センター条例(秋田県条例第六七号)

1 秋田県障害者自立訓練センター(以下「センター」という。)の設置の目的及び位置について定めることとした。(第一条関係)

2 センターを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととする。当該許可の取消し等ができる場合について定めることとした。(第二条及び第四条関係)

3 センターの精神障害者生活訓練施設及び身体障害者生活訓練室を使用することができる者の資格を定めることとした。(第三条関係)

4 センターの使用料の徴収、減免及び不還付について定めることとした。(第五条)第七條關係)

5 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) 秋田県障害者自立訓練センター使用料徴収条例(平成九年秋田県条例第一九号)は、廃止することとした。

(三) (二)に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県知的障害福祉施設条例(秋田県条例第六八号)

1 知的障害福祉施設(秋田県高清水園、秋田県阿桜園、秋田県心身障害者コロニー及び秋田県水林通勤寮をいう。以下同じ。)の設置の目的並びに名称、位置及び業務について定めることとした。(第一一条及び第二条関係)

2 秋田県心身障害者コロニーの宿泊室を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととする。当該許可の取消し等ができる場合について定めることとした。(第三条及び第四条関係)

3 知的障害福祉施設の使用料等の徴収、減免及び不還付について定めることとした。(第五条)第七條及び別表關係)

4 知的障害福祉施設の管理は、指定管理者に行わせることができることとする。指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第八條)第一〇條關係)

5 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) 次の条例は、廃止することとした。

(1) 秋田県心身障害者コロニー使用料等徴収条例(平成二年秋田県条例第一三

号)

- (2) 秋田県高清水園使用料徴収条例(平成一五年秋田県条例第一二二号)
- (3) 秋田県阿桜園使用料徴収条例(平成一五年秋田県条例第一二二号)
- (4) 秋田県水林通動寮使用料徴収条例(平成一五年秋田県条例第一二三号)
- (三) (二)に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県太平洋療育園条例(秋田県条例第六九号)

1 秋田県太平洋療育園の設置の目的及び位置について定めることとした。(第一条関係)

2 秋田県太平洋療育園の使用料等の徴収、減免及び不還付について定めることとした。(第二条、第四条及び別表関係)

3 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) 秋田県太平洋療育園使用料等徴収条例(昭和三四年秋田県条例第九号)は、廃止することとした。

(三) (二)に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県小児療育センター条例(秋田県条例第七〇号)

1 秋田県小児療育センターの設置の目的及び位置について定めることとした。(第一条関係)

2 秋田県小児療育センターの宿泊室を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬこととする。当該許可の取消し等ができる場合について定めることとした。(第二条及び第三条関係)

3 秋田県小児療育センターの使用料等の徴収、減免及び不還付について定めることとした。(第四条、第六条及び別表関係)

4 秋田県小児療育センターの管理は、指定管理者に行わせることができることとする。指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第七条、第九条関係)

5 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) 秋田県小児療育センター使用料等徴収条例(昭和三五年秋田県条例第四号)は、廃止することとした。

秋田県身体障害者更生訓練センター条例(秋田県条例第七二号)

1 秋田県身体障害者更生訓練センターの設置の目的及び位置について定めることとした。(第一条関係)

2 秋田県身体障害者更生訓練センターの使用料の徴収及び不還付について定めることとした。(第二条及び第三条関係)

3 秋田県身体障害者更生訓練センターの管理は、指定管理者に行わせることができることとする。指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第四条、第六条関係)

4 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) 秋田県身体障害者更生訓練センター使用料徴収条例(平成一五年秋田県条例第一四号)は、廃止することとした。

(三) (二)に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県児童会館条例(秋田県条例第七二二号)

1 秋田県児童会館の設置の目的及び位置について定めることとした。(第一条関係)

2 秋田県児童会館を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととする。当該許可の取消し等ができる場合について定めることとした。(第二条及び第三条関係)

3 秋田県児童会館の使用料の徴収、減免及び不還付について定めることとした。(第四条、第六条及び別表関係)

4 その他

(一) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) 秋田県児童会館使用料徴収条例(昭和三六年秋田県条例第二九号)は、廃止することとした。

秋田県陽光園条例(秋田県条例第七三三号)

1 秋田県陽光園の設置の目的及び位置について定めることとした。(第一条関係)

2 秋田県陽光園の管理は、指定管理者に行わせることができることとする。指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第二条、第四条関係)

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

秋田県健康増進交流センター条例及び秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例（秋田県条例第七四号）

1 秋田県健康増進交流センター及び秋田県総合保健センターの管理は、指定管理者に行わせることができることとともに、指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。

2 1の各施設の指定管理者は、当該施設を使用する者から利用料金を自己の収入として収受することとともに、利用料金の承認に関する手続等について定めることとした。

3 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第七五号）

1 児童福祉法の一部を改正する法律（平成一六年法律第一五三号）の施行に伴い、福祉パッケージ及び子育てパッケージに係る権限移譲対象事務に官公署に対する書類の閲覧等の請求に関する事務を加えることとした。（別表第一及び別表第二三関係）

2 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、公布の日から施行することとした。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための生活環境文化部関係条例の整備等に関する条例（秋田県条例第七六号）

1 生活環境文化部の所管に属する次の公の施設の管理は、指定管理者に行わせることができることとともに、指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。

(一) 秋田県民会館

(二) 秋田県総合生活文化会館（生活センターを除く。）

(三) 秋田県ゆとり生活創造センター

(四) 秋田県男女共同参画センター

(五) 秋田県環境保全センター

(六) 秋田県営自然公園施設

(七) 秋田県奥森吉青少年野外活動基地

2 仙北市の設置に伴い、秋田県営自然公園施設のうち秋田県営玉川温泉ビジターセンター及び秋田県営玉川園地駐車場の位置について所要の規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、2は、平成一七年九月二〇日から施行することとした。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための農林水産部関係条例の整備等に関する条例（秋田県条例第七七号）

1 農林水産部の所管に属する次の公の施設の管理は、指定管理者に行わせることができることとともに、指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。

(一) 秋田県花き種苗センター（観賞温室及び花の広場に限る。）

(二) 秋田県岩館漁港海岸休憩施設

2 秋田県岩館漁港海岸休憩施設の指定管理者は、当該施設を利用する者から利用料金を自己の収入として収受することとともに、利用料金の承認に関する手続等について定めることとした。

3 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、一部を除き、平成一八年四月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための産業経済労働部関係条例の整備等に関する条例（秋田県条例第七八号）

1 産業経済労働部の所管に属する次の公の施設の管理は、指定管理者に行わせることができることとともに、指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。

(一) 秋田県営観光レクリエーション施設

- 1 建設交通部の所管に属する次の公の施設の管理は、指定管理者に行わせることができることとする。指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。
 - (一) 秋田県立都市公園
 - (二) マリーナ施設
 - (三) 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地
 - (四) 秋田県営住宅（一部を除く。）
- 2 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の指定管理者は、当該施設を使用する者から利用料金を自己の収入として収受することとともに、利用料金の承認に関する手続等について定めることとした。
- 3 秋田県立都市公園条例（昭和五〇年秋田県条例第七号）について、次のとおり規定の整備を行うこととした。
 - (一) 秋田県立小泉潟公園のバレーボールコート及び秋田県立中央公園の県営球技場の手動式スコアボードを廃止することとした。
 - (二) 秋田県立中央公園の県営補助陸上競技場を貸切使用によらず使用する者から使
- 4 その他
 - (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - (二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、3は、平成一七年九月二〇日から施行することとした。
 - (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- 5 市町村への権限移譲の推進に関する条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第八〇号）
 - (一) 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部改正（第一条による改正）
 - (二) 知事の権限に属する事務のうち、市町村を経由して処理することが適当と認められ、市町村に移譲しようとするものに、法律等の適用を受けない既存の一の建築物について行う二以上の工事の全体計画の認定の申請の受理等の事務を加えることとした。（別表第八五関係）
 - (三) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成一二年秋田県条例第一〇八号）の一部改正（第二条による改正）
 - (一) 法律等の適用を受けない既存の一の建築物について行う二以上の工事の全体計画の認定を受けようとする者等から、手数料を徴収することとし、その額は、次のとおりとすることとした。（別表関係）

- 1 秋田県ふるさと村（秋田県立近代美術館を除く。）
- 2 秋田県金属鉱業研修技術センター（本館を除く。）
- 3 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター
- 4 仙北市の設置に伴い、秋田県営観光レクリエーション施設のうち秋田県営田沢湖オートキャンプ場の位置及び管理受託者の名称について所要の規定の整理を行うこととした。
- 5 その他
 - (一) 秋田県ふるさと村（秋田県立近代美術館を除く。）
 - (二) 秋田県金属鉱業研修技術センター（本館を除く。）
 - (三) 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター
- 6 仙北市の設置に伴い、秋田県営観光レクリエーション施設のうち秋田県営田沢湖オートキャンプ場の位置及び管理受託者の名称について所要の規定の整理を行うこととした。
- 7 その他
 - (一) 秋田県ふるさと村（秋田県立近代美術館を除く。）
 - (二) 秋田県金属鉱業研修技術センター（本館を除く。）
 - (三) 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター
- 8 仙北市の設置に伴い、秋田県営観光レクリエーション施設のうち秋田県営田沢湖オートキャンプ場の位置及び管理受託者の名称について所要の規定の整理を行うこととした。
- 9 その他
 - (一) 秋田県ふるさと村（秋田県立近代美術館を除く。）
 - (二) 秋田県金属鉱業研修技術センター（本館を除く。）
 - (三) 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター

<p>特別容積率適用地区における建築物の容積率に関する特例の指定の取消しの申請</p>	<p>一件につき 六、四〇〇円</p>
<p>特別容積率適用地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請</p>	<p>一件につき 一六〇、〇〇〇円</p>
<p>景観地区内における建築物の高さ、建築物の壁面の位置又は建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請</p>	<p>一件につき 一六〇、〇〇〇円</p>
<p>景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請</p>	<p>一件につき 二七、〇〇〇円</p>
<p>既存の一の建築物について行う二以上の工事の全体計画の認定又は当該全体計画の変更の認定の申請</p>	<p>一件につき 五、〇〇〇円</p>
<p>(1) 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの</p>	<p>一件につき 五、〇〇〇円</p>
<p>(2) 床面積の合計が三〇平方メートルを超え、一〇〇平方メートル以内のもの</p>	<p>一件につき 九、〇〇〇円</p>
<p>(3) 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え、二〇〇平方メートル以内のもの</p>	<p>一件につき 一四、〇〇〇円</p>
<p>(4) 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え、五〇〇平方メートル以内のもの</p>	<p>一件につき 一九、〇〇〇円</p>
<p>(5) 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの</p>	<p>一件につき 三四、〇〇〇円</p>
<p>(6) 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの</p>	<p>一件につき 四八、〇〇〇円</p>
<p>(7) 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え、一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの</p>	<p>一件につき 一四〇、〇〇〇円</p>
<p>(8) 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え、五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの</p>	<p>一件につき 二四〇、〇〇〇円</p>

<p>トルを超え、五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの (9) 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの</p> <p>一件につき 二四〇、〇〇〇円 一件につき 四六〇、〇〇〇円</p>	<p>3 (二) その他所要の規定の整理を行うこととした。 この条例は、公布の日から施行することとした。</p>	<p>1 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための教育委員会関係条例の整備等に関する条例(秋田県条例第八二号)</p>	<p>1 教育委員会の所管に属する次の公の施設の管理は、指定管理者に行わせることができることするとともに、指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。</p>	<p>(一) 秋田県生涯学習センター 秋田県青少年交流センター 秋田県立美術館 秋田県立体育館 秋田県立沢湖スキー場 秋田県立スケート場 秋田県立野球場 秋田県立運動広場 秋田県立総合プール 秋田県立総合射撃場 秋田県立田沢湖スポーツセンター</p> <p>(二) 秋田県青少年交流センターの指定管理者は、当該施設を使用する者から利用料金を自己の収入として収受することとするとともに、利用料金の承認に関する手続等について定めることとした。</p> <p>(三) 仙北市の設置に伴い、秋田県田沢湖スキー場及び秋田県立田沢湖スポーツセンターの位置について所要の規定の整理を行うこととした。</p> <p>4 その他</p> <p>(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。 (二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、平成一七年九月二〇日から施行することとした。 (三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。</p>
---	--	--	---	--

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八三号)

1 仙北市の設置に伴い、秋田県角館警察署の名称を秋田県仙北警察署に改めるとも、当該警察署及び秋田県大仙警察署の管轄区域について所要の規定の整理を行うこととした。

2 横手市の設置に伴い、秋田県横手警察署の管轄区域について所要の規定の整理を行うこととした。

3 その他

(一) この条例は、平成一七年九月二〇日から施行することとした。ただし、2は、同年一〇月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

条 例

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十四号

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例

秋田県行政機関設置条例（昭和四十三年秋田県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県仙北福祉事務所の項を削り、同表秋田県南福祉事務所の項中「平鹿郡」を「仙北郡」に改める。

第三条の表秋田県南児童相談所の項中「湯沢市」の下に「、仙北市」を加え、「、平鹿郡」を削る。

第四条第一項の表秋田県大仙保健所の項中「大仙市、」の下に「仙北市、」を加え、同表秋田県横手保健所の項中「、平鹿郡」を削る。

第八条の表秋田県南部家畜保健衛生所の項中「湯沢市」の下に「、仙北市」を加え、「、平鹿郡」を削る。

附 則

1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、第三条の表秋田県南児童相談所の項の改正規定（「、平鹿郡」を削る部分を除く。）、第四条第一項の表秋田県大仙保健所の項の改正規定及び第八条の表秋田県南部家畜保健衛生所の項の改正規定（「、平鹿郡」を削る部分を除く。）は、同年九月二十日から施行する。

2 この条例の施行前において、秋田県仙北福祉事務所長がした手続その他の行為又は秋田県仙北福祉事務所長に対してされた手続その他の行為は、秋田県南福祉事務所長がした手続その他の行為又は秋田県南福祉事務所長に対してされた手続その他の行為とみなす。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十五号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに第七条第一項並びに」を、「第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項、」に改め、「第二十四条第六項」の下に「並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十二条」を、「職員」の下に「（同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員を含む。以下同じ。）」を加える。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付する。

第六条の見出しを「（人事委員会規則等への委任）」に改め、同条中「人事委員会規則」の下に「、教育委員会規則又は公営企業管理規程」を加え、同条を第十二条とする。

第五条の見出し中「給与条例」を「特定任期付職員の給与条例」に改め、同条第二項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（」の下に「平成十四年秋田県条例第六十九号。」を加え、「第四条第四項」を「第七条第四項」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例）

第九条 任命権者は、第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（企業職員である者を除く。次条第一項において「特定業務等従事任期付職員」という。）の号給を、その者が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準又は教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い決定する。

2 第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員である者を除く。次条第二項において同じ。）の給料月額は、前項の規定により決定されたその者の号給の額にかかわらず、当該号給の額に、勤務時間条例第二条第二項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項又は市町村立学校職員給与条例第二十八条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（特定業務等従事任期付職員の給与条例等の適用除外）

第十条 給与条例第五条第三項から第十項まで及び第五条の二、市町村立学校職員給与条例第六条第三項から第十項まで及び第七条並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）第六条の規定は、特定業務等従事任期付職員には、適用しない。

2 前項に規定するもののほか、給与条例第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の四、第十二条の二、第十三条の二、第十三条の三及び第二十三条、市町村立学校職員給与条例第十四条から第十五条の二まで、第十六条の二、第十七条の二、第二十四条及び第二十五条並びに市町村立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十二号）の規定は、第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。

（企業職員の給与）

第十一条 第二条若しくは第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員のうち企業職員である者の給与の種類及び基準は、別に定める。

第四条の見出し中「給与」を「特定任期付職員の給与」に改め、同条第一項中「職員」の下に「企業職員」を、「地方公務員」の下に「をいう。以下同じ。」である者」を加え、同条を第七条とする。

第三条中「第七条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

第三条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第四条 任命権者は、短時間勤務職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、県民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法第二十六条の二第一項の規定による承認

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。)第十六条の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第九条第一項の規定による承認

(任期の特例)

第五条 法第六条第二項の条例で定める場合は、業務の終了の時期等を勘案してあらかじめ三年を超える任期を定めて従事させる必要があるものとして

人事委員会の承認を得た業務に従事させる場合とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の四中「法」を「再任用職員(法)」に、「再任用短時間勤務職員」という。「短時間勤務職員」という。に改める。

第十二条第二項第二号並びに第十五条第二項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第二十三条の六第一項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に改める。

第二十三条の七第二項中「再任用職員」の下に「及び短時間勤務職員」を加える。

別表第四イの表の備考1、別表第四ロの表の備考1及び別表第四ハの表の備考1中「再任用短時間勤務職員」を「再任用職員」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第八条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用職員(短時間勤務職員に限る。)」に改める。

第十六条第二項第二号中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第二十八条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、「まで」の下に「(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成

十四年秋田県条例第六十九号)第四条の規定により採用された短時間勤務職員にあつては、三十二時間まで)」を加える。

第二十八条の二及び第二十八条の三第二項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正)

4 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第六条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第十三条の八の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「第二項」の下に「又は一般職の任期

付職員の採用等に関する条例第四条」を加える。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)